

電気事業法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五十二条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「<u>保安管理業務</u>」という。）を委託する契約（以下「<u>委託契約</u>」という。）が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。第五十三条第一項、第二項及び第五項において同じ。）の承認を受けたもの並びに発電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であつて鉱山保安法が適用されるもののみに係る前項の表第三号又は第六号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。</p> <p>一 出力二千キロワット未満の発電所（水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。）であつて電圧七千ボルト</p>	<p>第五十二条（略）</p> <p>2 自家用電気工作物であつて、出力千キロワット未満の発電所のみに係る前項の表一、二、三若しくは六の事業場、七千ボルト以下で受電する需要設備のみに係る同表三若しくは六の事業場又は電圧六百ボルト以下の配電線路を管理する事業場のみに係る同表六の事業場のうち、当該発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「<u>保安管理業務</u>」という。）を委託する契約（以下「<u>委託契約</u>」という。）を次条に規定する要件に該当する者と締結しているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。第五十三条第一項、第二項及び第五項において同じ。）の承認を受けたもの並びに発電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であつて鉱山保安法が適用されるもののみに係る同表三又は六の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。</p>

<p>3 (略)</p> <p>ト以下で連系等をするもの 前項の表第一号、第二号又は第六号の事業場</p> <p>二 出力千キロワット未満の発電所(前号に掲げるものを除く。) であつて電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第三号又は第六号の事業場</p> <p>三 電圧七千ボルト以下で受電する需要設備 前項の表第三号又は第六号の事業場</p> <p>四 電圧六百ボルト以下の配電線路 当該配電線路を管理する事業場</p>	<p>3 (略)</p>
---	------------------